

2. 出願資格

1) 出願資格（博士課程後期課程）

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 修士の学位または専門職学位を有する者、および 2025 年 3 月末までに取得見込みの者。（学校教育法第 102 条第 1 項）
2. 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2025 年 3 月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 1 号）
3. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2025 年 3 月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 2 号）
4. 日本国内において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者、および 2025 年 3 月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 3 号）
5. 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、および 2025 年 3 月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 156 条第 4 号）
6. 外国の学校、学校教育法施行規則第 156 条第 3 号の指定を受けた教育施設または国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験および審査に相当するものに合格し、修士の学位を有すると同等以上の学力があると認められた者。（学校教育法施行規則第 156 条第 5 号）
7. 大学等を卒業し、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、本大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者。（平成元年文部省告示第 118 号）
8. 本大学院において、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、2025 年 3 月 31 日までに満 24 歳に達するもの。（学校教育法施行規則第 156 条第 7 号）

上記の出願資格「第 1 項～第 5 項」において「見込み」で受験して合格し、出願資格に必要な要件を 2025 年 3 月末までに満たせない場合は、入学が許可されませんので、注意してください。

2) 一般入学試験受験資格

博士課程後期課程の出願資格要件（上記参照）を満たす者。

3) 出願資格審査（出願資格「第 7 項」または「第 8 項」により出願する場合）

出願資格「第 7 項」または「第 8 項」によって出願しようとする者は、出願に先立って出願資格審査を受けてください。審査に必要な提出書類については、11 月 11 日（月）までに学部事務 5 課 スポーツウエルネス学研究科入試担当へ問い合わせてください。

提出方法（郵送に限ります）

提出期間	2024年11月22日（金）～11月28日（木） ※日本国内から提出する場合は、締切日の郵便局消印有効 ※日本国外から提出する場合は、締切日必着
------	---

提出書類を、市販の封筒を用いて**簡易書留・速達**で下記宛に郵送してください。封筒には、「**出願資格審査書類在中**」と赤字で明記してください。

〒352-8558 埼玉県新座市北野 1-2-26
立教大学 新座キャンパス 学部事務5課 スポーツウェルネス学研究科入試担当 宛

【出願資格審査結果の回答とその後の手続】

1. 審査結果については、出願受付開始までに回答書でお知らせします。
2. 出願資格が有ると判定された場合は、所定の出願期間内に、所定の出願手続を行ってください（5頁参照）。

その際、出願書類のうち出願資格審査時に提出した書類を再び提出する必要はありません。